平成２８年（フ）第３７９号
奈良県生駒郡平群町菊美台４丁目６番３号
債務者　石田　春枝
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市吉方147番地　ミサワ・カレント吉方101号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南１丁目552番地７
債務者　田村　健太（旧姓福木）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
鳥取県境港市京町152番地、前住所鳥取県境港市東本町102
債務者　根平　崇史
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１０号
広島県三原市西町２丁目16番26号
債務者　櫻井　美恵
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１１号
広島県尾道市高須町4806番地３　ベルジェ98102号
債務者　澤田　　肇
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１１号
愛媛県松山市古川南２丁目４番24号　フレグランス有光Ｂ－201号
債務者　好川　　爾
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
愛媛県松山市古川南２丁目４番24号　フレグランス有光Ｂ－201号
債務者　好川美智子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
愛媛県松山市竹原４丁目６番31号
債務者　上田　一善
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
愛媛県松山市鷹子町498番地１　グランシャリオ鷹子205号
債務者　福山　雪江
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田280番地１
債務者　寺尾　明洋
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡県飯塚市伊岐須601番地１　サンフィールド301号
債務者　山﨑　聡吏
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第９号
福岡県嘉麻市上山田818番地52　山田東ヶ丘改良団地10号
債務者　平田　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１９号
福岡県久留米市小頭町143番地　大屋ビル502号
債務者　牟田　玲子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４５号
宮崎市清武町船引303番地２　パールハイツ307号、前住所宮崎市大字内海3473番地４
債務者　藤井美由紀
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５１号
宮崎県西都市大字調殿360番地３　伊藤貸家Ｂ棟
債務者　黒木　雅彦
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５５号
宮城県伊具郡丸森町字神明南35番地４　県営丸森神明住宅３－２号
債務者　小倉　伸枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第７号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山４番地448
債務者　遠藤　秋治
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部